

大規模災害発生時における 災害廃棄物対策行動指針(案)等について

平成27年10月1日

廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課

大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針(案)(概要)

- 「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」は、大規模災害時における災害廃棄物対策をさらに強靱なものとすべく、東日本大震災はもとより過去に発災した比較的規模の大きい災害による教訓・知見及びこれまでの取組の成果をまとめるものである。
- 本行動指針は、「大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会」における議論の内容を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法に基づく災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を確保・実現するため、これらの法律に係る計画等において踏まえるべき、大規模災害に備えた対策の基本的考え方を具体的に示すものとして地域ブロック協議会において策定する。

大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針の位置づけ

廃棄物処理法

連携

災害対策基本法（復興段階では大規模災害復興法）

基本方針
（環境大臣）

防災基本計画（復興段階では復興基本方針）

環境省防災業務計画

災害廃棄物対策指針

【通常の災害】

- 地方自治体が災害に備えて策定する災害廃棄物の処理に係る計画の策定指針を提示。
- 当該計画を策定していない地方自治体が、発災後に災害廃棄物の処理指針とするものとしても活用。

大規模災害発生時における
災害廃棄物対策行動指針

- ① 各主体が備えるべき大規模地震特有の事項
- ② 地域ブロックにおける対策行動計画の策定指針（特に広域連携について）
- ③ 発生後に環境大臣が策定する処理指針のひな形
（東日本大震災のマスタープラン的なもの）

地域ブロック

大規模災害廃棄物対策のための協議会等
将来的な方向性
平時から、広域での連携・協力関係を構築。

大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画

大規模災害の発生が予想される地域を含む地域ブロックごとに策定。

都道府県

廃棄物処理計画

地域防災計画

災害廃棄物処理計画

市町村

一般廃棄物処理計画

地域防災計画

災害廃棄物処理計画

大規模災害
発災後

〇〇災害における
災害廃棄物
処理指針

災害
発災後

〇〇災害における
災害廃棄物処理実行計画

災害
発災後

〇〇災害に係る
災害廃棄物処理実行計画

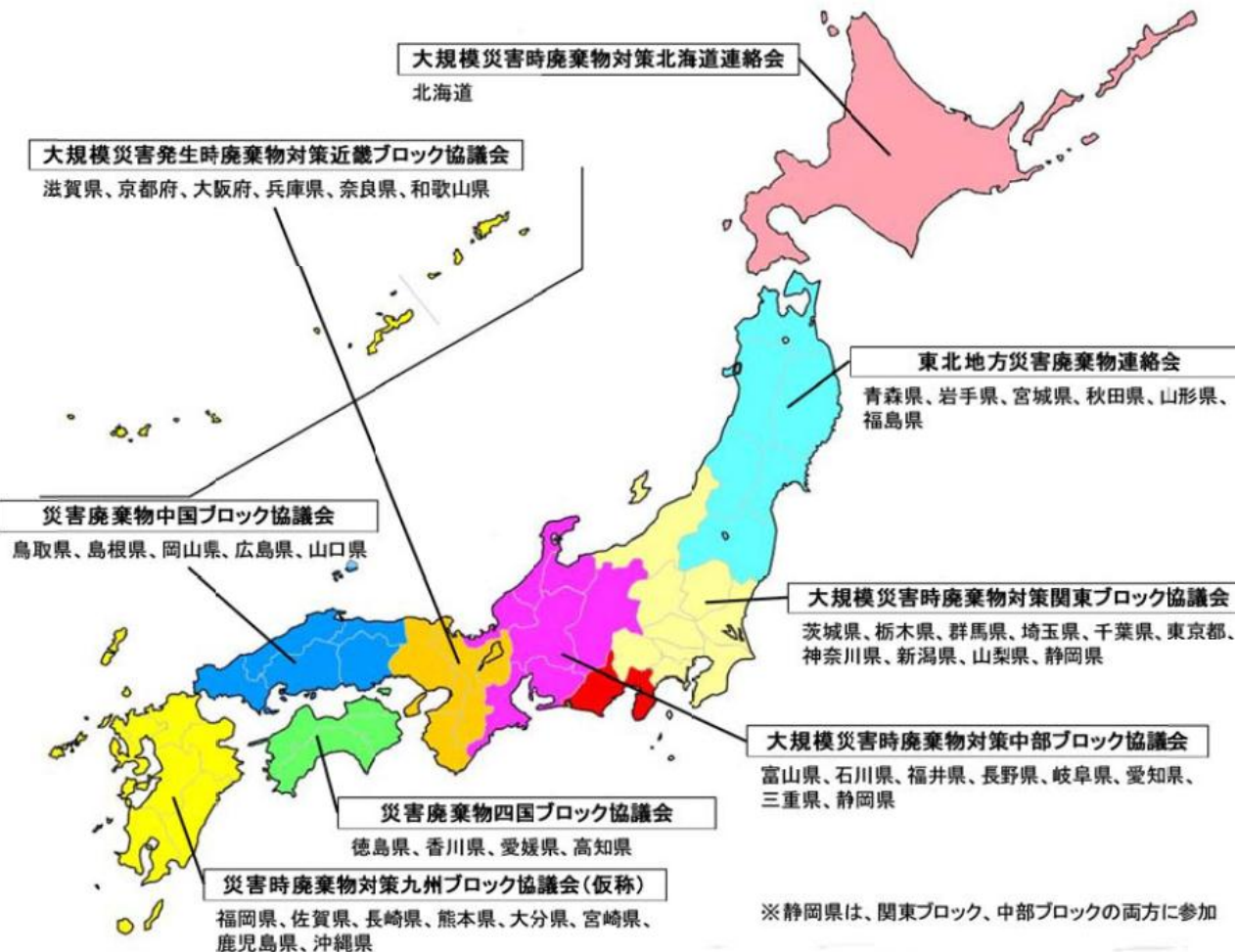
廃棄物処理施設の災害拠点化、耐震化等の観点からも取組を推進。

（相互に整合性を図る）

（相互に整合性を図る）

地域ブロック協議会、連絡会

- 地域の災害廃棄物対策を強化すべく、地方環境事務所が中心となって、地域において廃棄物の処理に関わり得る自治体や事業者等に、広く参画を呼び掛け、地域ブロック協議会または連絡会を全国8箇所に設置。
- 平時からの備えとして、地域ブロック別の災害廃棄物対策行動計画の策定を目指して、関係者間の調整を行ったり、地域ブロックにおける共同訓練の開催に向けて、まずは自治体が策定する処理計画の策定に当たって助言、各自治体が行う訓練への協力を実施。



【立ち上げ時期】

- ・ 大規模災害時廃棄物対策北海道連絡会
・・・ H26. 10. 27
- ・ 東北地方災害廃棄物連絡会
・・・ H26. 8. 29
- ・ 大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会
・・・ H26. 11. 10
- ・ 大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会
・・・ H26. 10. 31
- ・ 大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会
・・・ H27. 1. 15
- ・ 災害廃棄物中国ブロック協議会
・・・ H26. 10. 30
- ・ 災害廃棄物四国ブロック協議会
・・・ H26. 9. 26
- ・ 災害時廃棄物対策九州ブロック協議会
・・・ H27. 1. 30
(準備会)

【構成】

環境省、関係省庁地方支分部局、
都道府県、主要な市町村
地域の民間事業者、専門家 等

地域ブロックでの行動計画に盛り込む事項①

1. 地域ブロック協議会等の構成と基本的な役割

- 国が中心となり、国、都道府県、市町村等の連携・協力体制の構築に加え、廃棄物処理業界のほか各種業界の民間事業者との連携・協力体制を構築。
- 全国規模の団体の地方支部や各地域の廃棄物処理事業者、建設事業者、製造事業者等の民間事業者と円滑な災害廃棄物処理に向けて関係者間で協議。

2. 行動計画の位置づけ

- 国、地方自治体、民間事業者等の地域ブロック内の関係者それぞれの役割分担を明確にした上で、処理体制の構築等の基本的な事項をまとめたもの。
- 県や市の処理計画との整合性を図りつつ県域を超える規模の広域連携に係る具体的事項。

3. 地域の特性を踏まえた被害の想定

- 地域ブロック協議会等での協議を行い、対象とする災害シナリオを設定。

4. 処理方針及び目標期間の設定

- 地域ブロック内で活用可能な既存施設とその処理可能量、耐震化等の災害対応状況を整理した上で、災害時の活用方針を検討。
- 地域ブロック内で確保可能な仮置場や仮設処理施設の候補地を踏まえ、災害時に確保可能な広域的な仮置場の容量、仮設処理施設の処理能力を検討し、災害時の確保方針を検討。
- 災害時においても資源の有効活用の観点から、災害廃棄物を分別し再生利用を極力実施するため、地域ブロック内の域内で、災害廃棄物の処理の拠点や再生資材の利用先の確保。
- 各地方自治体が平常時に搬入している最終処分場の活用を検討し、不足する容量について地域ブロック単位でその最終処分場の確保について協議。
- 他の地域ブロックとの連携や、他の地域ブロックに対する支援方策を検討。
- 地域及び災害廃棄物の特性に応じた柔軟な目標としての期間を設定。

地域ブロックでの行動計画に盛り込む事項②

5. 地域ブロック内におけるネットワークの構築

- 地域ブロック協議会等を主体とし、地域の有識者や、一般廃棄物処理事業者団体及び産業廃棄物処理事業者団体や、建設業者団体、解体業者団体等の民間事業者団体と連携したネットワークを構築するとともに、そのネットワークを強化。

6. 地域ブロック内関係者の合同訓練、セミナーの実施

- 行動計画の段階的な充実を念頭においた合同訓練、セミナー等の年次計画を作成。地方環境事務所は地域ブロック協議会等に参画する地方自治体等がそれぞれ実効性のある防災訓練等を実施できるよう支援。

7. 地域ブロック内の関係者の対応状況の共有

- 地域ブロック内の地方自治体の災害廃棄物処理計画の策定状況や民間事業者等のBCP(事業継続計画)の策定状況を把握し、共有。
- 既存施設リスト、仮置場や仮設処理施設の候補地リスト、災害協定等の締結状況、民間事業者からの有用情報等を共有し、継続的な情報の更新を行う。

8. 行動計画の点検・見直し

- 地方環境事務所は点検・見直しの基本的な考え方を整理しておく。
- 合同訓練や災害対応経験を行動計画にフィードバックし内容の充実を図る。

環境大臣による発災後処理指針に盛り込むべき事項①

1. 処理の推進体制

1. 1 国の役割

- 市町村や都道府県への必要な財政措置、専門家の派遣、広域かつ効率的な処理、再生資材利用促進等に向け地方自治体や民間事業者の廃棄物処理施設に係る情報提供等の支援を実施。
- 国による代行処理。

1. 2 都道府県の役割

- 具体的な処理方法等を定めた災害廃棄物処理の実行計画を作成・見直し。
- 都道府県は被災市町村からの支援要請を取りまとめ、相互調整をした上で、地方環境事務所と連携して、自区地域ブロックや他地域ブロックに要請。
- 地方自治法に基づき市町村に代わり都道府県が処理を実施。

1. 3 市町村の役割

- 域内で発生する(災害廃棄物以外の)ごみやし尿といった一般廃棄物について処理を実施。
- 仮置場の設置や災害廃棄物の処理について具体的な処理方法等を定めた災害廃棄物処理の実行計画を作成。
- 都道府県と緊密に連携し、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理に積極的に取り組む。
- 被災しなかった又は被災の程度が軽度であった場合、被災地方自治体からの要請に応じた広域的な処理の受入れを行うために住民等との調整等について主体的に実施。

1. 4 民間事業者の役割

- 廃棄物処理事業者はもとより、関連する様々な事業者についても、地方自治体と連携しつつ、災害廃棄物の処理を実施する。

環境大臣による発災後処理指針に盛り込むべき事項②

2. 発生量の推計

- 事前に整備しておいた地域ブロックの行動計画等を踏まえ、当該地域で生じた災害廃棄物の性状及び種類の概要を把握。
- 人工衛星や空撮等により被害の概況を把握し、災害廃棄物の発生量を必要な精度で迅速に推計。
- 新たな情報が得られた都度、推計精度の向上を図りつつ、発生量を見直す。

3. 目標期間及び特例地域の設定

- 地域及び災害廃棄物の特性に応じた柔軟な目標としての期間を設定。
- 災対法に基づき、廃棄物の処理及び委託等について特例的措施を適用する特例地域を指定する。

4. 災対法等に基づく特例的措施

- 災対法に基づく災害廃棄物処理の特例的措施
- 廃掃法に基づく災害廃棄物処理の特例的措施（廃掃法第9条の3の2：市町村による災害廃棄物処理に係る一般廃棄物処理施設の届出の特例措置など）
- その他の特例的措施（家電リサイクル法や自動車リサイクル法等の各種リサイクル法等）
- 処理事業費の概算と特例的な財政支援

5. 災害時におけるし尿、生活ごみの収集、処理体制の整備

- 生活環境の保全と公衆衛生の確保を図る観点から、発災後、初動時のし尿処理に関して、市町村は仮設トイレ、マンホールトイレの設置、簡易トイレ、消臭剤、脱臭剤等を確保。
- 仮設トイレのし尿の収集・運搬の方法、処理先、ルートを決定し、車両・オペレータを確保。
- 生活ごみの収集及び処理体制の整備について、自らの廃棄物処理施設が使用できなくなることを想定し、避難所等から排出される廃棄物の保管場所・方法、処理先、収集運搬ルートを決定し、車両・オペレータを確保。

環境大臣による発災後処理指針に盛り込むべき事項③

6. 種類別の処理方針等の決定

- 以下に掲げる災害廃棄物の種類別に、発生量、性状、有害性及び危険性等の情報をもとに、適正処理確保の観点 から、種類別の処理方法や処理先、処理の優先順位等の処理方針を策定。
 - 有害廃棄物(アスベスト、PCB等)
 - 危険物(消火器、高圧ボンベ等)
 - 腐敗性廃棄物(水産物及びその加工品、食品等)
 - リサイクル対象物(家電、自動車等)
 - 処理困難物(大型廃棄物(船舶、冷凍倉庫、農機具等)、漁網等) など

7. 処理フロー等の作成

- 域内で発生した災害廃棄物全体の処理フローを検討し、各主体の役割分担に基づき、被災現場から再生利用先や最終処分場までの一連の処理フローを作成。併せて、「収集・運搬」、「分別」、「仮置場」、「中間処理」、「広域輸送」、「再生利用」、「最終処分」といったプロセスごとの留意事項。

8. 処理全体の工程表の作成と処理の実施、進捗管理

- 処理の優先順位や目標期間を踏まえた処理全体の工程表を策定。
- 工程表に基づき、きめ細かな進捗管理を行い、自治体は適宜災害廃棄物処理実効計画の改善を図りつつ処理を実施。

9. 情報発信

- 関連する様々な情報を分かりやすく整理し発信。

10. 住民、被災者への対応

- 住民等への啓発・広報の積極的な実施。相談窓口の設置等の対応を図る。